

津山市立一宮小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 改訂

めざす子ども像

- ・命の尊さに気づき、かけがえのない命についての考え方や認識を深め広げることができる子。
- ・学校の中で、自他の存在を認め合い、自己肯定感を高め、自己の良さを十分に発揮できる子。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事だけでなく各学年主任も参画し、それぞれの立場からいじめ問題解決のための取組を行う。
- ・適宜、児童生活アンケートの実施と、それに基づく教育相談を行うことで、いじめの早期発見に努めるとともにいじめを未然に防止する学級づくりを進める。
- ・いじめ未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、だれもが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校作りを進める。

<重点となる取組>

- ・いじめ対策委員会の設置
- ・児童生活アンケート実施
- ・いじめの認知能力や対応能力向上のための職員研修の実施
- ・自己有用感を感じられる学級作り
- ・情報モラル教育の実施
- ・関係諸機関、地域、保護者との積極的な連携

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校のいじめ問題の取組について学級懇談や各種委員会、保護者対象の研修会等で周知を図ることで保護者の理解を得るとともに、学級懇談や学年懇談でいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校運営協議会の協力を得て、地域の方々の懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・学校便りやホームページ等に関連記事を掲載することで啓発を図る。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づき取り組みの実施や年間計画の作成、実行、検証、修正など取組の中核としての役割を果たす。

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催(必要に応じて随時)

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の終礼、職員会議で伝達。

<構成メンバー>

- ・SC・SSW・PTA会長・学校運営協議会委員(必要に応じて)
- ・校内保健指導主事・その他校長が必要と判断する者

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・津山市教育委員会
- ・SC
- ・SSW
- ・津山警察署

<連携の内容>

- ・情報共有、連携の構造化
- ・非行防止教室の実施

<学校側の窓口>

- ・教頭
- ・主幹教諭
- ・生徒指導主事
- ・児童支援

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修として、現代のいじめ問題について具体的な事例を挙げながら、その実態と対応策について定期的に研修する。 <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える週間を実施し、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 <p>(心の成熟)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するため、情報モラルに関する授業を発達段階に応じて系統的に実施するとともに、SNS等ネットの使い方に関する家庭でのルール作りを働きかける。
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生活アンケートや教育相談を実施して児童の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見に努めるとともに、望ましい学級集団を育成する。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談担当が中心となり、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。また、普段から全ての教職員が進んで児童と話をする機会をつくり、悩みや不安がある児童が相談しやすい関係づくりに努める。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の気になる変化や行爲を見つけた際に、5W1Hを記録用紙に記入しておき、教職員間でいつでも早急に情報共有ができるようにする。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から保護者と密に連絡を取って情報収集に努める。同時に、学級懇談などでいじめに関する情報の発信や啓発を行う。また、いじめにつながるような児童の様子に気づいた際には、該当保護者への情報提供を積極的に行う。
③ いじめへの対応	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに多面的に情報を収集し、いじめの事実の有無を確かめる。 <p>(組織的対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。そして、いじめ対策委員会で決定した内容に準じて、組織的に対応する。 <p>(いじめられた児童生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、適切かつ毅然とした態度でいじめは絶対に許されない行為であることを指導し、相手の心身に及ぼす苦痛や影響に気付くことができるようにする。また、当該児童がいじめを行うに至った背景(生活環境や人間関係など)を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるように支援を行う。
④ 重大事態への対応	<p>(1) 重大事態の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事態とは、次に掲げる場合をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 ・教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者からいじめが原因で重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点での学校の判断にかかわらず、重大事態が発生したもとして報告・調査等にあたる。 <p>(2) 重大事態の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。 <p>(3) 調査結果の提供及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校又は、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、これらの情報の提供にあたっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。